

○かほく市住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

平成30年9月21日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市における住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該住宅の耐震診断及び耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対して補助金を交付することに関しかほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（マンション（耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものに限る。）を除く。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。

(2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士のうち、一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人石川県建築士事務所協会が行う講習会を受講した者をいう。

(3) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事をいう。

(補助対象者及び補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等市長が特に必要と認める者については、この限りでない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

2 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の区域内に存する住宅であること。

(2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。

(3) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

(4) 建築し、又は着工した時点において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築基準関係規定に適合しているものであること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震改修工事等で、別表第1に掲げるものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費の全部又は一部とする。

2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

（事業認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 補助対象者は、前項の規定による申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書（様式第2号）により、これを認定しないときは所定の補助事業認定申請却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1） 耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更で、耐震改修工事後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの

（2） 補助対象経費の30パーセント未満の増減額を伴うもの。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

（2） 規則第8条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 第6条第3項ただし書の規定により消費税仕入控除税額等を減額せずに同条第2項の規定による申請をした補助事業者は、前項の規定による申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、第6条第4項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を

審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第5号）により、適当でないと認められたときは所定の補助金交付決定をすることができない旨の通知書により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定する補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第17条の規定に該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止したとき。
- (6) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（代理受領）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震改修工事の施工者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書（代理受領）（第7号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたと

きは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(返還)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 第6条第3項ただし書の規定により消費税仕入控除税額等を減額せずに同条第2項の規定による申請をした補助事業者は、第9条第1項の規定による申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額）を超える金額を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(適用除外)

第17条 市長は、第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する既存建築物の耐震改修工事等については、当該耐震改修工事等に係る補助金を交付しない。

- (1) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる既存建築物の耐震改修工事等
- (2) 平成23年3月31日以前に石川県住宅・建築物耐震化促進事業補助金要綱により補助金の交付を受けた既存建築物の耐震改修工事等
- (3) 過去にかほく市既存建築物耐震改修工事費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成23年かほく市告示第14号）附則第2項の規定による廃止前のかほく市耐震化促進支援金交付要綱（平成20年かほく市告示第92号）又は附則第2項

の規定による廃止前のかほく市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成  
20年かほく市告示第93号）により補助金の交付を受けた既存建築物の耐震改修  
工事等

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別  
に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。  
（かほく市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の廃止）
- 2 かほく市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱は、廃止する。  
（かほく市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この告示の施行の日前に前項の規定による廃止前のかほく市既存建築物耐震改修工  
事費等補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた者に係る補助金については、  
なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

事業区分	補助要件
耐震診断	耐震診断士が行う耐震改修工事前の住宅に対するもの 又は市長が別に認めたもの
耐震改修工事	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が 1.0 未満と診断された住宅 2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が 1.0 以上となるもの又は市長が別に認めたもの

別表第 2（第 5 条関係）

事業区分	補助金限度額
耐震診断	耐震診断に要する費用の 10 分の 9 に相当する額とし、10 万円を限度額とする。
耐震改修工事	1 戸当たり 150 万円（共同住宅及び長屋にあつては、75 万円に住戸の数を乗じて得た額又は 300 万円のいずれか低い額）。ただし、過去に補助対象住宅について、この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合は、上記補助金限度額から当該補助金の額を減じた額を補助金限度額とする。